特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	個人住民税の賦課に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

五泉市は、個人住民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

新潟県五泉市長

公表日

令和7年9月25日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	個人住民税の賦課に関する事務				
②事務の概要	地方税法に基づき、個人住民税の賦課、更正、異動、照会、証明書発行及び納税通知書発行等の事務を行う。 ・個人住民税課税台帳の管理 ・課税資料の受理(申告書・給与支払報告書・年金支払報告書等) ・課税資料の管理、入力、送付(名寄・回送・異動処理等) ・個人住民税に関する他自治体等への調査及び他自治体等からの調査への回答 ・個人住民税の賦課決定、更正等 ・個人住民税に係る証明書等の発行 ・納稅通知書、特別徴収税額通知書及び税額更正通知書の出力、発行 ・個人住民税の申告書の送付及び未申告者への申告勧奨 ・その他個人住民税に関する事務				
③システムの名称	 個人住民税システム 申告相談システム 地方税ポータルシステム(eLTAX) 宛名管理システム 中間サーバ 住登外者宛名番号管理システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル申請管理) 				

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)賦課情報ファイル (2)申告情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号利用法第9条別表24の項 法令上の根拠 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

			<選択肢>
①実施の有無	「 実施する	1	1) 実施する
①夫施の有無		J	2) 実施しない
			3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中、第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項		
	(情報照会の根拠) 番号利用法第19条第	8号に基づく主務名	省令第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求							
請求先	五泉市総務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911						
8. 特定個人情報ファイルの	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	五泉市税務課 新潟県五泉市太田1094番地1 電話:0250-43-3911						
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した					
適用した理由							

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		:満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年9月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点					
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付け	られる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施されている。	も機関については、それぞれ	·重点項目評価書	・又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じた人	、手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通	じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	I]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	消去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人:	手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		「報による照会を原則とし	者から得られない場合のみ行う住基ネット照会 している。また、特定個人情報の記載がある申告書
9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正な 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策 事務に必要のない情報 不正に使用されるリスク は使用等のリスクへの対策 がわれるリスクへの対策の システムを通じて目的外 システムを通じて不正な い・滅失・毀損リスクへの	との紐付けが行われるリスクへの対策 への対策 策 委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) の入手が行われるリスクへの対策 提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請時の本人確認を徹底して アクセス権限も制限されている		も必要項目のみ入力できる仕様で、システムへの

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	における担当部者 ②所属長	税務課長 星野 弘	税務課長	事後	様式改正による変更
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	平成27年7月1日時点	令和元年7月1日時点	事前	
令和1年6月10日	Ⅳリスク対策		別紙評価書のとおり	事後	様式改正による追加
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目1. 対象 人数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年8月7日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和元年7月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年11月19日	┃ ┃Ⅰ 関連情報4.情報提供ネット	制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、 34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、 61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項(別表第二における情報照会の根拠)27の項行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目1.対象 人数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和3年11月19日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和2年7月1日時点	令和3年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	I 関連情報 1.特定個人情報	1. 個人住民税システム 2. 申告相談システム 3. 地方税ポータルシステム(eLTAX) 4. 宛名管理システム 5. 中間サーバ	 個人住民税システム 申告相談システム 地方税ポータルシステム(eLTAX) 宛名管理システム 中間サーバ 住登外者宛名番号管理システム 	事前	ガバメントクラウドの活用による一部追加
令和6年11月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項	事後	法律改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月1日	I 関連情報4. 情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携	制限) 及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)1、2、3、 4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、 34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、 61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、 84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、 107、108、113、114、115、116、117、120の項 (別表第二における情報照会の根拠)27の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣 府・総務省令第7号)第20条		事後	法律改正のため
令和6年11月1日	Ⅱしきい値判断項目1. 対象 人数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和3年10月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和6年11月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		十分である	事後	新規追加のため
令和6年11月1日	IVリスク対策 11.最も優先度 が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である	事後	新規追加のため
		5. 中間サーバ 6. 住登外者宛名番号管理システム	 個人住民税システム 申告相談システム 地方税ポータルシステム(eLTAX) 宛名管理システム 中間サーバ 住登外者宛名番号管理システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル申請管理) 	事前	
令和7年9月25日	I 関連情報3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表24の項	番号利用法第9条別表24の項 番号利用法別表の主務省令で定める事務を定 める命令第16条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連	11, 2, 3, 4, 5, 7, 11, 13, 15, 20, 28, 37, 39,	(情報提供の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表中、第三欄(情報提供者)が「市町村長」 の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税 関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表48の項	事後	
令和7年9月25日	Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数	令和6年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	
	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	500人以上	500人未満	事後	
令和7年9月25日	IIしきい値判断項目2. 取扱 者数	令和6年10月1日時点	令和7年9月1日時点	事後	